



S A J 27 教第 684 号  
平成 27 年 5 月 13 日

加盟団体各位

公益財団法人全日本スキー連盟  
専務理事 岡山 紘一郎



過年度登録者に係る資格再認定規程の制定について（通知）

平素より、本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、平成 27 年 4 月 27 日開催の第 3 回理事会に於いて、別添のとおり過年度登録者に係る資格再認定規程が制定されました。  
制定理由及び初年度の運用については下記のとおりです。  
なお申請書の様式は、次年度作成でき次第、各加盟団体にお送りする予定です。

記

【制定理由】

会員登録を所定の期日までに登録しなかった者は、会員の資格を失い、公認有資格者の資格を自動的に喪失します。

前年度の登録手続のミスなどによる 1 年間だけは、再認定できるように救済するため、本規程を制定することとなりました。

【初年度の運用について】

初年度（H28 年 3 月までに受け付けるもの）は、検討と制定と運用が年度を跨ぐため、H26 年度・H27 年度の 2 年間の登録手続等のミスがあったものについても受け付けます。但し、H29 年度以降はこの適用はなくなります。

【同封資料】

過年度登録者に係る資格再認定規程

以上

## 過年度登録者に係る資格再認定規程

第1条 この規程は、本連盟会員登録規程第6条第2項及び公認規程第4条に基づき、過年度登録者に係る資格再認定に関し必要な事項を定める。

第2条 前年度、期日までに登録手続を行わず公認有資格者の資格を喪失した者は、次に掲げる3項目を満たした場合、加盟団体長の推薦により、過年度資格再申請料と資格取得の証明書類（写）を添え、所属加盟団体から資格の再認定を申請することができる。ただし、公認コーチ規程及び公認スノーボードコーチ規程に定めている資格はこの限りではない。

- (1) 資格の喪失から1年以内であること。
- (2) 会員登録を完了していること。
- (3) 加盟団体長が、再認定を承認していること。

第3条 資格再認定申請期限は、3月末日までとする。

第4条 資格再認定申請料は、1名につき10,000円とする。

第5条 資格再認定申請後は、資格再認定申請料は返還しないこととする。

第6条 理事会において認定する。

第7条 再認定された資格は、翌年度から有効になる。

第8条 再認定に関して疑義が生じた場合は、理事会の決定による。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成27年4月27日 制定